

『学習権宣言』をどう理解し、実践するか。その1

— 「学習権」とは何か、それは何を意味するのか。 —

川 廷 宗 之

大妻女子大学名誉教授
職業教育研究開発推進機構・代表理事

How to understand and put into practice the “Declaration on the Right to Learn”

— What is the “right to learn” and what does it mean? — Part 1. —

Kawatei Motoyuki

Professor Emeritus of Otsuma Womans University
Representative Director of Research, Development and Innovation Promotion Agency for Vocational Education and Training

Abstract : When considering the “right to learn” in contemporary Japanese vocational education, we will discuss the “Declaration on the Right to Learn” from the UNESCO Conference on Adult Education as an important reference document. We discuss the first six items of the Declaration on the Right to Learn, in order to understand the Declaration and how to put its contents into practice through learning support. After these six items in the Declaration on the Right to Learn, there are important passages that touch on the meaning and reasons for these six items; this topic will be discussed in the next article.

Key Words : Right to learn, Declaration on the Right to Learn, UNESCO, Questions and analysis, imagination and creation

抄録 : 現代日本の職業教育における「学習権」を考える上で、重要な基準となりえる資料として、ユネスコの成人教育会議での「学習権宣言」を取り上げる。その上で、この宣言をベースとして「学習権宣言」を理解するとともに、その内容をどう学習支援で実践に移していくかについて、学習権宣言の冒頭の6項目に関して、宣言の項目に即して論じた。学習権宣言は、この6項目の後にその意味や理由に関して触れている重要な文面が続いているが、この点は次の稿で論じることとする。

キーワード : 学習権、学習権宣言、ユネスコ、質問と分析、想像と創造

1. はじめに

「職業教育と教養（普通）教育」等、「教育」に関して論じていく時に、「学習行為は、あらゆる教育活動の中心に位置づけられ」という学習権宣言の一文に注目する必要がある。「教育」という行為は、教員が行う活動であるため、「教育活動」は多くの場合教員中心に展開されている。しかし、「教育活動」

は、学習主体（児童・生徒・学生・を含む）の学習活動への支援として行われる時に、最も効果的な展開が期待でき、ある意味で「生産性向上」も図ることができる。

しかし、現代日本において行われている「教育活動」の殆どは、学習支援というよりは教員中心の情報伝達中心の「教育」と言える。かなり誠実

に教育活動に関わっている教員ですら、この「教員による教育」と「学習者の学習支援」と区別ができない場合が多い。ある意味で、アクティブラーニングは、「学習支援」の一つの方法なのであるが、この学習支援を「学習者の主体的活動としての学習」の支援として、しっかり把握したうえで取り組まなければ、適切な効果を上げられない。

その意味で、その根幹となる「学習」を考える上で、非常の重要な出発点が「学習権」である。「学習権 (the right to Learn)」は、1985年にユネスコの成人教育会議で採択された「学習権宣言」として明確になってくる。成人の学習に関する宣言ではあるが、その宣言の意図するところは識字教育などの基礎的な学習を含んでいるので、その意味ではすべての年齢層の共通の学習について整理したものと考えてよいだろう。また、この「学習権宣言」の最終部分には、「人類（個々の人々を含む）が将来どうなるか」に、「成人教育に従事している女性および男性」（学校の教員や教育関係者・教育関係のNPOスタッフなど）による「学習」支援の実践内容が大きく影響するであろうことを指摘している。その意味でいえば、現代の（世界の様々な）問題問題の遠因に、この「学習支援」が適切に機能したかという問題が関係していると考えるのはあながち誤りとは言えないであろう。

その意味でも、この宣言が「教育権宣言」とか「教育を受ける権利宣言」ではなく「学習権宣言」となっている点について、「基本的人権」を考える視点から、改めて考察すべきである。この点については本稿「その2」でふれる。

現代日本社会での様々な問題に関し、その遠因になってしまったと考えられる一つの理由は、学習権宣言に書かれている文言の内容に関し、我々の日常生活の中のさまざまな行為として具現化されていないからだといえるであろう。言い換えれば、学習権の内実がきちんと実現していけないと、現代社会は経済成長も含めて適切に発展していけないともいえるだろう。くりかえすが、現代日本の様々な問題点の原因は、まさに学習権宣言が宣言しているように「質問し、分析し、」「想像し、創造し」「自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる」べく「個人及び集団の力を発達させ」てこなかったからだとも言え

るであろう。そのような意味で、本稿では学習権宣言の内容を、分析的に捉えることによって、現実の世界・日常生活の内容との照らし合わせを考えつつ日本の暮らしの中で、学習権宣言がどのように実現されているのか実現されていないのかについて考察をして行きたいと考えている。

また同時に、この様な点が、学校などでの教員（教育関係者）等が行っている「教育活動」の内容として実現しているかどうかについても、検討してみることとする。

この学習権宣言は、当時の世界的な状況を背景に当時の科学研究段階において1985年に宣言されたものである。従って、当時の論点整理などに関しては、藤田秀雄編著「ユネスコ学習権宣言と基本的人権¹⁾」（教育資料出版会・2001年）に詳しい。藤田はこの本の中で、個別項目に関してもかなり詳細に学術的にコメントを加えている。しかし、その後の研究書や論文では、「学習権宣言」や「学習権」について紹介している例は少なくないが、最初の6項目が紹介されている程度で、具体的に宣言の内容に踏み込んで、藤田の論考以上にその内容の実践まで踏み込んで触れているものは筆者が確認できた限りでは見当たらない。

さらに、「学習権」は単に解釈をすればよいのではなく、「教育活動」実践にも生かされなければ意味がないのだが、学習支援の実践（教育実践）に向けて、「学習権」の基本的な意味や内容を展開しているものは、藤田が前掲書で少し触れているほかは見当たらない。「学習権」は、最終的に人々の人生や人類の将来（歴史をつづる権利）をも左右してしまう内容であるので、かなり深く幅広い考察が必要である。紙幅の都合もすべてをカバーすることは難しいが、本稿では現代の課題とも関係させつつ、宣言が出された当時の経過を踏まえつつもそれを超えて、新たな課題を含めて、想像的かつ創造的な展開を試みてみよう。

なお「学習権宣言」がどのような経過を経て成立したか、「学習権宣言」他の様々な権利宣言にどう波及していったか、その成果は次の「ハンブルグ宣言」にどうつながって行ったか等は、佐藤一子著「生涯学習と社会参加²⁾」に詳しいので、ここでは触れない。なお、このハンブルグ宣言は内容を見ると、

SDGsにまでつながっていく国際的潮流の中に位置づけられるとも言えるだろう。

2. 「6つの学習権」

学習権宣言の冒頭は、以下の様な文言で始まっている。

『学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでにもまして重要な課題となっている。

学習権とは、
読み、書く 権利であり、
質問し、分析する 権利であり、
想像し、創造する 権利であり、
自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる 権利であり、
教育の手立て (resource) を得る権利であり、
個人及び集団の力を発達させる 権利である。』
この後に、学習権を明確にすることの重要性に関して、その根拠を示している重要な内容を持つ文章が続いている。が、とりあえず、この冒頭の6項目について、まず論じていく。

(1) 読み、書く権利であり、

①「識字」はできても、意味が理解できるか。

この最初の項目は、この宣言が出された1985年頃の世界で、識字ができない人が全世界の人口の1/4近くを占めるといふ実態に対応して作成された。それ故、当時、識字ができない人はほぼいないとされていた日本では、この「学習権宣言」が重視されない理由になったとも言われている³⁾。しかし、当時の日本にも実際には識字ができない人は相当数いた。しかし、今となっては、むしろ問題は、識字ができたとしてもその意味内容を適切に理解できているのかということである。筆者が関係している学生を含む多くの方々の中には、読解に苦しむような、あるいは内容の極めて薄い文章しか書けないと思われる方々も少なくない。(絵は描けたりするし、日常的コミュニケーションには問題はないのだが)

②「読み」「書く」は、受信し発信すること

その意味で現代的に考えるのであれば、この、「読み」「書く」は、他者からの信号を受信し、他者に信号を発信することと広げて考えた方が良いだろう。「識字」はそのツールに過ぎない。現代のコミュニ

ケーションツールは多様であり、文字とは限らない。むしろ、文字云々よりも、受信や発信の質が問題であろう。いわばコミュニケーションであるから、表面的なコミュニケーションなのか、論理的なやり取り可能なコミュニケーションなのか、情緒的共感を生み出しうるような受信、発信なのかが問われるであろう。

③学習権6項目の相互作用

さらに、この「読み、書く」は、学習権の枠組のなかで独立的に存在しているわけではない。この後につづく、「質問し分析する」以下の5項目は、全部、この「読み、書く」がかなり深いレベルで適切に行えることが前提になっている。逆に言えば、以下の5項目の内容やレベルが、この「読み、書く」の質(レベル)を左右しているとも言える。つまり、一定の用語でも、その用語をどれだけ分析的に想像を膨らませて発信しているのか、受信しているかによって、伝わるコミュニケーションの内容は大きく異なってくるであろう。

(2) 質問し、分析する権利であり、

①「質問」をしない・・・。

「質問する」とはどういうことか。日本の学校で質問はないかということ、用語や概念の内容がよく理解できなくても、調べればわかることだから自分で調べると、その場ではわかったような顔をしてやり過ごす人が多い場合は、質問は余り出ない。しかし、コミュニケーションではそれぞれの内容や用語にも様々なニュアンスが伴う。調べて出てくるのは、一般的な内容のみである。現実的なリアリティを伴ってはいない。従って、相手の言うことがよく理解できないときは、リアリティがあるその場で質問した方がよいし、その答えの内容によって質問する側も、される側も、リアルな現実を踏まえたやり取りができるので、認識を新たにできる部分があつて楽しいはずである。

しかし、日本の学校では、一部の教員から「調べればわかるような質問をするな」と叱られたりするので、学生は質問をしない。(こう答える先生は、学生に教える内容を、言葉だけの表面的にしか把握していなくて、リアルな実感を伴う自分のものにできていないのではないかと筆者は考える。一部の、叱

られる学生もそう思いつつも言えない。) こうなると、学生は解らなくても分かったよう顔をして(模範生を装って)、教員もよくは解っていない内容を話して、結果的に有効なコミュニケーションが成立していない、授業という不毛な儀式が展開しているというのは言い過ぎであろうか。

②「質問」をするとは

しかし、普通の友達同士の会話では、そうはならない。相手が何を考えているのか、どういう人なのか知りたいから、どんどん(あるいはそれとなく)色々質問をしていく。この場合も、解らなくてもわかったふりをするケースもあるが、多くの場合は、再質問でどんどん話を深めていく場合が多い。特に、お互いの共通のテーマが出てくると共感しあうべく、質問は様々な意見交換に発展していく。「質問」するとは、つまり興味・関心を示すことであり、やり取りの中で色々な考えや状況を知って、自分の見識を広げていく事であろう。多くの人が怖がっている「間違ったら困る、恥ずかしい・・・」という、いわゆる「間違う」というのは、質問ではありえない。質問を受ける側が答えられない変化球が飛んでくる場合もあるが、それはそれで質問を受ける側としてはどう打ち返すか考える、面白いチャンスである。つまり、まずは、自分の体験や感覚や理解とはなんとなくちがうことを質問するのは、学習のスタートラインである。(この段階で「言語化」(読み、書く)のレベルが関係している点に注意。)

③「分析する」と「よく考える」は、異なる。

この部分は英文では、“analyse”であって、ほぼ直訳すれば「分析する」なのだが、これをどう訳すかで、いくつかの訳が存在する。多数派の訳は「深く考える」などである。しかし、では「考える」とはどうすることなのだろうか。多分「考える」ために最初にやる事は、その物事を自分なりにつかめるところまで、分解(分析)することであろう。ある種の子供が「おもちゃ」などをバラバラに壊して(分解して)しまうのと同じことである。その分解(分析)した一つ一つのパーツをどう組み立てるかもセットになると「考える」に近くなってくるのであろう。つまり、「分析する」は、まずは考える一つの段階、あるいは手段である。このように考えれば「分析する」はそれほど難しい概念ではない。分かり

易くするために「考える」と訳すというのもあるようだが、現実行動が結びつかない「考える」の方が、却って難しいという点に留意が必要であろう。

④「分析」の仕方

しかし、何でも減茶減茶に分解(分析)すればよいわけではない。分解(分析)する方法が判ってこない、適切な要素に分解(分析)できない。そのポイントを、数学では因数分解などとして、因数に分解していく法則を学ぶ。動植物であれば、色や形や大きさなどから始まって、動き(変化・音・匂い・など)や環境とのかかわりなど、分析(分類)するポイントとして学ぶ必要がある。この分類を行っていくためには、それぞれの個体の「違い」が判らなければならない。例えば、食べられるキノコと毒キノコの違いが見分けられないと大変なことになりかねない。

⑤「違い」を把握しようとしな

しかし、日常生活で、他者と同じであることが優先されるルール重視の教育の中では「違い」は「拙い」ことであるという風な習慣(例えば「制服」など)に慣れてしまうと、違いを探そうとしない。違いを発見する「分析する」のを諦めてしまう。諦めたくない学生は色々細かい所で違いを出そうとする。そういう個性を示そうとする方が人間として自然なのだし、生き残り力が強いともいえるだろう。違いが判らないと、物事を適切に把握することができないし、組み立てる(考える)こともできない。

⑥創造的集団を創れない。

この点に関しては、人間観も同様なので、他者との違いを理解するという感覚が判らなくなってしまうので、周りの人は自分と同じように考える(自分を受け入れる)ものだと思い込んでしまう。こうなると、違いを適切に生かしあって組み立てていくことができないので、創造的集団(人間関係)が創れなくなる。均一でなければならない集団は、異質な人を排除するので「いじめ」が発生することにも繋がったり、無意識にハラスメントをすることになる。お互いの違いを意識できそれをリスペクト(尊重)することができる集団は、新たな創造的展開の可能性が高くなるであろうし、その可能性は集団の活動を一層豊かなものにしていくであろう。この点は、4項目の「自分自身の世界を読み取る」や、6

項目の「集団の力量」に大きく関係している。

以上に見る様に、この「質問し、分析する。」は学習を考える上で、極めて重要なキーである。

(3) 想像し、創造する権利であり、・・・想像し、創造する権利であり、

①想像する

なにもない所から自由にイメージを膨らませる行為「想像」するは、既成概念のとらわれてしまっている人には難しい事である。子どもの頃、写生をしている時、空の色を空色のクレヨンで青く塗っていたら、「空って全部同じ様に青いのかな」と聞かれて、そうか、と思ったことがある。「分析」が必要であり、そう考えて分析的にもものを見ると見えてくる世界が異なってくる（ことに気が付いた）。さらに、「空が暗くなると、他はどうなるのだろうか」と聞かれると、（部分を自由に変化させる表現もあり得ると）色々あり得るイメージを広げていくことになる。つまり、想像するというのは、分析されている因子のいくつかを変化させると、他がどう変化するのかのイメージを描くことができるという事を含む。その因子の質や量をどれだけ変化させるかで、想像の世界はどんどん広がっていくであろう。この因子の変化を自由に展開するのが「想像」の世界であろう。

②「創造」は「想像」が前提

そして「創造」は、この「想像」を前提として、想像している内容を具現化しようとするところから始まると言ってよいだろう。何も考えないでゴチャゴチャやっている内に新しい世界ができてしまったなどという「想像」なき「創造」もあり得ないわけではなからうが、人間的行為としては理解しづらい。基本は「創造」できるということは、「想像」が前提になるのである。それに気が付けば、「違いが判る」（分析できる）ことも、想像力と大きく影響している点にも気づかされるであろう。

③「創造」するは、「歴史をつづる」の基礎

この「創造する」は、当然次の「歴史をつづる（人生を創る、世界を創る）」を行っていく為の前提条件である。学習の目的は、「自らの運命を自ら統御することができる」こと、言い換えれば「人生を創っていく」ことであるから、「創造する」は、その前提の

「想像」すると合わせて学習権の重要な要素となる。

②の内容も含めて、学習権宣言の6項目は、相互に支えあっているのである。

④答えが無限に存在する想像・創造の世界

その意味で正解とされる一定の答えを出すことしか求められない画一的な教育は、自由な想像・創造を許さない。そういう教育を受けてしまうと、人間が（生き残るために）本来持っていたはずの想像力（や創造力）が失われてしまうため、新たな世界への想像ができず、チャレンジが難しくなってしまう、生き残りにくくなるともいえるだろう。このように考えるならば、既に多くに識者によって指摘されていることではあるが、改めて、画一的な「教育」は明らかにクリエイティブな創造の芽を摘んでいるということを理解しなければならない。

⑤芸術活動の重要性

逆に言えば、このような創造の夢を描くとい考えた時に、芸術的な教育の重要性というものを非常に強く考えなければならないだろう。日本ではとかく芸術を（身体的健康維持と同じような）普遍的に重要な分野として重視していない傾向がある。しかし、この点は、人生を創造する意味でも、社会的な様々な想像的行為に関しても、それが発展していく前提条件が崩れてしまっているということを意味する。その意味で、自由な想像性を大切に（音楽家の名前を覚えるというのではない、自由な音楽的表現能力を支援するような）芸術活動の支援が「学習権」保障の一環として教育活動の中の重要な要素として含まなければならない。

(4) 自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、・・・自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、

①自分自身の世界

「自分自身の世界」という場合、まずは、人生を生きる主体として個である「自分自身」（自己）という側面と、その自分と関係する環境という側面に分けられるであろう。自己を見つめる視点としても、心理的側面も、身体的側面も、様々な才能や力量といった側面もあり得るだろう。多くの場合は、他者との比較で読み取れる側面もあるが、様々な情報と照らしあわせて自覚できる側面も少なくないであろう。

②自分自身が存在する環境をどう読み取るか

自分自身は環境との相互作用の中で、人生を創っていくことになるので、環境をどう読み取るかは重要な問題である。環境の中で最も重要なのは、人間関係的環境であろう。多くの人は、家族集団のほか、学校集団や、職場集団、地域の人間関係や、その他の（遊び仲間など）の集団の中での人間関係があるだろう。これらの集団の中でそれぞれの違いを自覚し、創造的関係を築けることが望ましい。その為には、2-⑥でも触れたが、自分との違いを適切に、かつ創造的に受け止める方法を学ぶ必要がある。これをどう読み取るかは、かなり決定的にその人の人生を左右する課題となりえる。

③人間関係を含む社会的環境をどう読み取るか

このような、職場関係や、その他の関係（があることが望ましい）は、多くの場合は地理的条件や、歴史的条件、経済的条件、その国が置かれている条件を含む国際関係など、様々な社会的条件の中にある。とすれば、その社会的条件がどういう状態なのか、なぜそうなっているのかなどを読み取ることができるかどうかは、人生を創っていくうえで大きな因子となりえる。都市なのか農村なのかといった地理的条件や、1900年頃から世界の総人口が50年で倍増するというような21世紀の今が、歴史的に見てどういう時代なのか、暮らしを支える産業構造は国際的な相互作用も含めてどうなっているのかを、（統計などを含めて）どう読み取るかは、自分の人生の創造していくうえで、非常に重要であろう。

④自然環境からの信号をどう読み取るか

21世紀の現代社会を生き抜いて行くためには、読み取らなければならない環境の一つとして、現代社会での特徴的な課題でもあるが、自然環境の変化が挙げられるであろう。現代社会は、自然環境の変化をどう読み取るかは、様々な社会システムが精密に組み立てられてるため、自然環境の変化に対して耐性（レジリエンス）の幅がすくなくなっているせいもあり、人類の歴史上類を見ないくらい重要な問題になっているということを否定できる人はいないだろう。

また、それらとの関係も含めて、動物との付き合いが多くなっているという環境もあり、その意味では、動物からの信号をどう読み取るかも課題となっ

ている。

このように、様々な要素に関して読み取りながら、自分の人生を創っていくのであるから、何をどう読み取るかということが非常に重要になる。従って、その読み取り方についてきちんと学んだ上で、自らの力量で読み取っていかなければならない。

⑤歴史をつづる

その上で問題は自分自身、自分の歴史をどう作っていくかということである。「歴史をつづる」というのは、人生を作っていくというのとかけ離れているように見えるかもしれないが、それぞれの個々人が自分自身の歴史を創っていくことの、積み重ねで社会全体の歴史を創っていく行くことにつながっている。「歴史」は、特に現代社会の歴史は、一部の人たちが「客体」としての人間を支配しつつ歴史を創っていた時代とは異なる。基本は「主体」としての個々の人間が創っていく人生の集積が世界の歴史という事である。

過去の歴史を学ぶにしても、権力者たちのみならず、その時々にはいた人々の人生の集積である点を見落とさないように、歴史的な変化の法則を読み取ることが必要である。かなり主体的な人々に要る歴史の創造が進みつつある今、21世紀の現代においても、特に一部の国での権力者の支配体制が目立つ。しかし、歴史を創っていくのは、その権力者たちに自由にさせない様に頑張っている多くの人々の自らの人生を築いていこうとする意志である。

(5) 教育の手だて (resources) を得る権利であり、

①学習を進めるためには、リソースが必要。

成人の学習ということを中心に考えた場合、人生を創っていくのは、多くの場合職業と切り離すことはできない。となれば、歴史上類を見ない速さで発展していく21世紀の産業に対応していく為には、人生の中で3度以上も仕事を変える必要に迫られるとする説が有力である⁴⁾。従って学習のテーマは、職務上の技術の向上や、転職を前提としたものとなる。当然、産業構造はどんどん変化をして行くという中で考えるならば、そこで学ぶべき内容は多くなるし、それに合わせた高度化した学習設備なども必要となる。つまり提供される必要のあるリソースの質と量がどんどん変化している点が学習者の負担と

しても大きな課題になっている。

②リソースが提供される必要

このようなリソースを活用した学習を展開するには、然るべき費用がかかる。これを、個々の学習者が負担できるかという、かなり疑問である。放っておくと、高収入を得ている人は、高額な費用を負担して高度な学習を行い、一層の高収入を得ることになる。一方、低収入で高額な学習費用を負担できない人々は学習の機会を持ってないか、持っても低レベルの学習しかできないため、低収入の留まるという、二極分解が進むことになる（日本や米国ではかなり進みつつある）。こうなると小中学校教育では「落ちこぼれ」とか「落ちこぼし」とかが問題になっているが、成人教育の世界でも「落ちこぼし」が発生することになる。

このような問題に対し比較的手だてが講じられている⁵⁾ヨーロッパ大陸の諸国はそれなりの安定した社会を創り高い経済成長意を遂げているが、手だてが殆ど講じられていないアメリカなどで社会が不安定化しているという点にも留意が必要であろう。

③リソースにアクセスできない人々

低所得以外にも、障害のある人や外国人や遠隔地の居住者など、従来の通学制や日本語での学習と言って条件で考えれば、学習リソースにアクセスしにくい人たちもいる。しかし、ITCやAIの機能が発達している中で、学習に関しては、もはや通学を前提とし日本語でなければならないという必要は必ずしもなく、オンラインなどの方法により、より簡便に学習を深めることができるようになってきている点にも注目が必要であろう。

(6) 個人および集団の力量を発展させる権利である。

①「力量」とは何か

人生を創っていく学習は、個人及び集団の「力量」を発展させる権利、となるが、この「力量」は何を指すのか。多くの場合、知識、技術、態度、となっている資料も多い。しかし、必要なのは、知識や技術を統合して現実を動かしえる「能力」であろう。職務上の「態度」も必要な要素ではあるが、その「態度」の内実は、知識や、何ができるかできないかが明確になる技術などに比べて、曖昧であり、力量とするには少し無理があるであろう。

②個人の力量を発展

学習が、個人の活動として行われる限りにおいて、その目標が「個人の力量の発展」につながるのには当然のことのように見える。しかし、高度なレベルでの個人の力量の発展を目指すならば、人間同士の相互作用が前提となるのであるが、個人単独の学習では創造的発展のレベルでの学習は期待しにくい。

③集団での力量の発展への阻害要因

人間を自然な状態においておけば、比較的集団としての力量の発展は進みやすかった側面もあり得たが、現在の日本の社会ではむしろ集団としての成長を考えることについて、さまざまな障害があると考えられる。つまり、単身世帯が増えているとか、オンラインで特定の条件下での顔と言語だけのコミュニケーションで、仕事や学習や遊びが行われているからである。このような個人個人がバラバラになってしまうような社会システムが様々な場面、分野で横行しているという点について非常に考えさせられる。

しかし、集団の力量を発展させていくというのは非常に重要なことである。実際、社会の実際問題として考えた時に集団の力量がうまく進まなければ、個人がいくら頑張っても上手く進まないということはたくさんある。

従って、特に「集団の力量を発展させる」に関しては、色々な条件設定など考えなければならないだろう。特に、それに適した学習用教材の具体的に関しては、どういうふう発展させるかについてもしっかり考えなければならないだろう。

3. 「学習権の意味するところ」

以上の様な六つの学習権が必要とされているのはなぜなのだろうか。その点に関しては、現実世界にどういうふうな意味をもっているのかは、学習権宣言の6項目に続く文書の中に占められている。以上の6項目は学習権の冒頭の内容を示したものであるが、この後に続く文章では、学習権を宣言する意味に関してかなり細かく触れている。

この点については、紙面の都合もあるので、本稿の「その2」で論ずることとする。(次号の「敬心研究ジャーナルで」掲載の予定。)

・・資料・・

学習権宣言 (The Right to Learn)

— 生涯学習の根源的重要性の根拠として —

1985. 3. 29. 第4回ユネスコ国際成人教育会議採択

学習権を承認するか否かは、今やかつてないほどに、人類にとって主要な課題になっている。

学習権とは、

読み、書く 権利であり、
質問し、分析する 権利であり、
想像し、創造する 権利であり、
自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる 権利であり、
教育の手立て (resources) を得る 権利であり、
個人及び集団の力量を発達させる 権利である。

成人教育パリ会議は、この権利の重要性を再確認する。

学習権はきたるべき日のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。

それは、生存の問題が解決された後にはじめて生じる権利ではない。

それは、基本的ニーズが満たされた後にとりあげられるものではない。

学習権は人類の生存にとって不可欠な道具である。

もし、世界の諸人民が食糧生産やその他人間に不可欠なニーズを自給自足できることを我々が望むならば、世界の諸人民は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、よりよい健康を享受しようとするならば、彼らは学習権を持たなければならない。

もし、我々が戦争を避けようとするならば、平和のうちに生きることを学び、互いに理解し合うことを学ばねばならない。

『学習』はキーワードである。

学習権なくしては、人間的発達はありません。

学習権なくしては農業や工業の躍進も地域の健康の進歩もなく、そして実際、学習条件の変革もないであろう。

この権利なしには、都市および農村における労働者の生活水準の改善もないであろう。

端的に言えば、学習権は、今日の人類にとって決定的に重要な諸問題を解決するために、われわれがなす最善の貢献の一つなのである。

しかし学習権は経済発展のたんなる手段ではない。それは基本的権利の一つとして認められなければならない。学習行為は、あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人間行為を出来事のなすがままにされる客体から、自分自身の歴史を創造する主体に変えていくものである。

それは基本的人権であり、その正当性は普遍的である。学習権は、人類の一部のものに限定されえない。すなわち、男性、工業国、有産階級、もしくは学校教育を受けるほど十分幸運な青年たちだけの排他的特権であってはならない。本パリ会議は、すべての国に対し、この権利を実施し、すべての者が効果的にそれを行使するのに必要な条件を作るように要望する。そのためには、必要とされるすべての人的・物的資源を利用可能にし、かつ教育制度をより公正な方向で再検討し、最後にさまざまな地域で成果を上げて

いる方策を参考にすることが必要である。

われわれは政府・非政府双方のあらゆる組織が、国連、ユネスコおよびその他の専門機関と協力して、世界的規模でこの権利を促進する活動をするを切望する。

エルシノア、モントリオール、東京、パリと続いたユネスコ会議で成人教育の偉大な進歩が記録されたにもかかわらず、一方には問題の規模の大きさと複雑さがあり、他方には適切な解決策を見いだす個人及び集団の力量の問題があり、その隔たりは狭められてはいない。

1985年3月、ユネスコ本部で開かれた第4回国際成人教育会議は、現代の問題のスケールの大きさにも関わらず、いやむしろそれだからこそ、これまでの会議で行われたアピールを繰り返し述べて、あらゆる国に次のことを要請する。すべての国は、成人教育の諸活動を強力かつ明確に発展させるために断固とした想像力豊かな努力を行うべきである。そのことによって、女性も男性も、個人としても集団としても、その目的や要件や実践上の手続きを自ら将来選択するであろう成人教育の発展のタイプに必要な教育的・文化的・科学的・技術的蓄積（resources）を我が物となしうるのである。

この会議は、女性と女性組織が貢献してきた人間諸関係を追求するエネルギーと方向づけを承認し賞賛する。その独自の経験と方法は、平和や男女間の平等のような人類の未来にかかわる基本的問題の核心をなすものである。こういう事情ゆえに成人教育の発展及びより人間的な社会をもたらし諸計画に女性が参加することはぜひとも必要なことである。

人類が将来どうなるかを誰がきめるであろうか。これはすべての政府・非政府組織、個人および集団が直面している問題である。これはまた、成人教育に従事している女性および男性が、そして個人から集団まで人類全体に及ぶすべての人々が自己および自分自身の運命をコントロールできるように努力している女性及び男性が、直面している問題である。

（出典・・・エットーレ・ジェルピ・海老原治善・編「生涯教育のアイデンティティ・・・市民のための生涯学習」エイデル研究所 1988年版 pp230-233）

注

- 1) 藤田秀雄編著「ユネスコ学習権宣言と基本的人権」（教育資料出版会・2001年 pp15-38）
- 2) 佐藤一子著「生涯学習と社会参加」（東京大学出版会・1998年 pp15-38）
- 3) 藤田・前掲書・p.23
- 4) リンダ・グラットン、アンドリュー・スコット著『ライフシフト・・・百年時代の人生戦略』東洋経済・2016年などが代表的。
- 5) 大学までの学費は無料であり、成人の学習へもその費用の大半が補助される国なども多く、学習に関しての手厚い保護制度が施行されている。

受付日：2023年11月10日

